

新型コロナウイルスの影響等により**徴収猶予の特例を受けられた方へ**

## **猶予の期限にご注意ください**

- 徴収猶予を受けた市税は免除(減免)ではありません。
- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、忘れずに納付をお願いいたします。
- 猶予の期限までに納付が困難である場合は、納税課までお早めにご連絡ください。

### **以下の注意点をご確認ください。**

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
- 3 納税相談をする場合、職員が状況等を確認させていただくため、資料のご提出等をお願いすることがあります。  
(資料のご提出等にあたっては納税課にお問い合わせください。)

※ eLTAX からも徴収の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ(<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>)をご覧ください。

**会津若松市納税課**